

花園大学考古学研究室40周年記念論集
花園大学考古学研究論叢Ⅲ 抜刷
2019年3月31日 発行

史跡の保存と活用について

—大宰府関連史跡を例として—

高橋 学

史跡の保存と活用について

—大宰府関連史跡を例として—

高橋 学

はじめに

太宰府市¹⁾は日本の九州地方北部にある福岡県に所在し、県庁所在地である福岡市が面している博多湾から南東方向へおおよそ 16km 程度の内陸部に立地する。地方最大の古代官衙「大宰府」が所在した現在の太宰府市域には、多くの史跡や文化遺産²⁾が点在している。特に国指定史跡は 8つを数え、史跡が占める面積も市域の約 16%と広大である。史跡の構成は、特別史跡が 3つ（大宰府跡、水城跡、大野城跡）、国指定史跡（観世音寺境内及び子院跡附老司瓦窯跡、筑前国分寺跡、国分瓦窯跡、大宰府学校院跡、宝満山）で、これら大宰府に関連する史跡群のうち太宰府市内に存在している史跡をここではまとめて「大宰府関連史跡」とする³⁾。この大宰府関連史跡に対する主に行政の保護の歴史を振り返った後、現在、日本の文化財保護行政の傾向をつかむことで、今後の史跡保護の進め方について考えてみたい。

1. 太宰府での史跡保護の取り組み

大正 10 年（1921）3 月 3 日に、水城跡、大宰府跡が史跡指定され、その後、昭和 28 年（1953）3 月 31 日には大野城跡を加えてそれぞれ特別史跡に指定されている。その後、福岡市の発展に伴い、昭和 30 年代後半には近接する太宰府町に開発の波が押し寄せた。大野城跡が所在する四王寺山の山腹を横断する広範囲の団地の工事が計画され、団地造成のため山腹が削られ白い山肌が露出していった。このままで古都大宰府の史跡景観が取り返しのつかないほど損なわれてしまうことを危惧した文化庁により、史跡保護のための面的な指定が検討されていった。それらの史跡指定拡張・追加指定について、地元地権者からは反対が表明され、地元行政側である太宰府町も納得しなかった。この反対運動については国会でも取り上げられることになった⁴⁾。昭和 43 年（1968）に大宰府跡の中心である政庁跡の発掘調査が開始され、その発掘調査成果の公開や発掘調査作業員として参加した地域住民の史跡への理解が高まり、徐々に史跡指定へ向けての地元理解の雰囲気醸成された。そして、昭和 45 年（1970）に、大宰府跡の指定拡張公示が行われ、政庁跡の後背地をはじめ周辺追加指定が行われ、結果として、県道から北側の四王寺山およびその裾部の平野の広大な面積が史跡地として保存されることとなった。言い方を変えると、ここから広大な史跡の管理が始まり、広域だからこそなお、史跡をどのように活用していくのかが問われることになったと言える。

1) 太宰府における史跡整備関連計画について

さて、この項目では時系列に沿って、太宰府での史跡の整備に関わる様々な計画について見ていきたい。

昭和40～50年代の大宰府町では史跡地を生かすビジョンについてまだ明確に位置づけられてなかった。当時の町は福岡都市圏の拡大と住宅需要の圧力が拡大し、旧集落以外の新規開発で人口が増加していた。史跡地の追加指定に伴う町政の混乱を考えるとこの段階の町にそこまでの余裕はなかったと思われる。

この段階での整備の計画としては、昭和47年7月に福岡県により策定さ

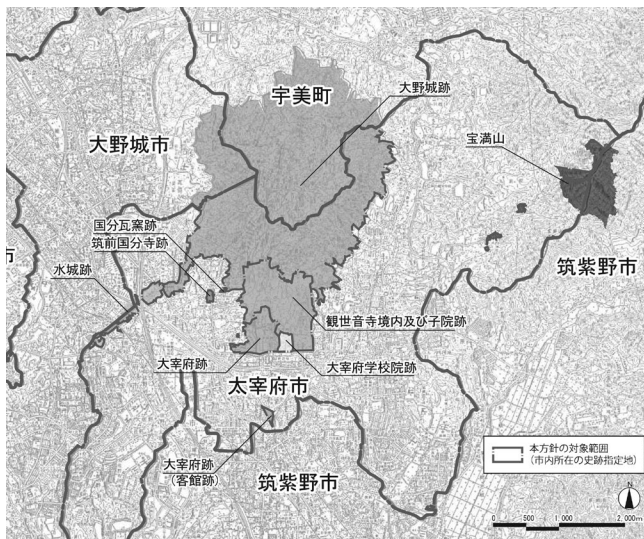


図1 大宰府関連史跡配置図（太宰府市2016より引用）

れた『大宰府歴史公園の基本構想（試案）』があげられる。これは、福岡県の主導する大宰府歴史公園の基本構想で総合的地域環境整備事業計画を目指したものである。史跡環境の整備と自然環境の整備を合わせて、良好な環境の創造を目指したもので、史跡地の保存、管理側からみた地域計画である。計画では地域住民の生活の場は、「その他の地域」に含まれている。

また、史跡整備のためにはまず遺跡がどのような性格なのか、どのような遺構なのか、そしてその広がりや把握することが目的とされるため、埋蔵文化財の発掘調査が必要となる。大宰府関連史跡の調査担当となった九州歴史資料館（以後、九歴と略す）では大宰府史跡発掘調査5カ年計画案の提示を行い委員会に諮りながら事業を進めていった。

昭和48年には福岡県により『大宰府歴史公園整備前期5カ年計画』が策定された。これは古都大宰府を著しい都市化より守るのが狙いであった。九歴による発掘調査成果に基づき、大宰府政庁跡、蔵司地区、学校院跡、大野城跡等の環境整備が開始された。昭和53年には福岡県により『大宰府歴史公園整備後期5カ年計画』が策定された。これは前期5カ年計画を継承したもので、観世音寺僧坊跡、筑前国分寺跡、水城跡の整備などを目指したものである。そして昭和55年には福岡県により『大宰府歴史的環境整備構想』が策定された。県が中心になって策定した環境整備計で先の基本構想に対して下記の点に重点を置いている。

- ・市民生活の立場を重視した開発と保全のビジョン
- ・個別地区、個別施設の即地的な整備事業にならないような管理・保全業務の多量化、多様化

その後、福岡県により『大宰府歴史公園整備第3次5カ年計画』が立案されたが公表はされず、内規的なものに留まった。この計画に従い、昭和63年～平成4年には、観世音寺子院群の1つとされる推定金光寺跡、筑前国分寺跡の調査と整備が行われた。他に、大野城跡太宰府口城門の調査も進められた。大野城跡の継続的整備は平成7年に開始され、まず、発掘調査を基に、太宰府口

城門と百間石垣整備が開始された。平成6年度～平成10年度に太宰府口城門整備事業。平成11年度は尾花地区土塁整備事業。平成12年度～平成17年度は百間石垣整備事業。ここで予期せぬ大災害により大野城跡の整備事業は影響を受けてしまう。平成15年7月に大野城跡豪雨災害が起こったため、その復旧に多くの時間がかかってしまうことになった。この豪雨災害により、四王寺山全体で400カ所におよぶ土砂崩落がおこり、土塁や石塁も大きな被害を受けた。そのため、福岡県は6カ年で10地区35カ所程度の復旧を行った。太宰府市は国、県との協議の上、毀損した箇所のうち3カ所（原口城門、観世音寺口城門、大石垣）の調査及び災害復旧工事を担当した。大野城跡大石垣被災復旧工事は石垣の崩壊が酷く復旧に約6年もかかった。県の大宰府関連史跡の整備については前述した観世音寺境内および子院跡の推定金光寺跡で一端停まっており、史跡のサイクル（調査、指定、公有化、整備、活用）が停滞したのはこの大野城跡の大災害の影響が大きいと思われるが、別の要因も複雑に絡み合っていたのかもしれない⁵⁾。

史跡整備の大まかな流れとしては以上のように、史跡の調査・整備については福岡県（九州歴史資料館）が主導するという史跡地の整備スタイル（調査・整備・公開活用のサイクル）が確立された。そしてその後の管理は市町村が受け持つという体制となった。しかしながら、前述したように史跡整備サイクルは停滞してしまった。その後、近年になると水城跡の調査や整備（土塁断面ひろば）や、大宰府跡蔵司地区での調査が進められている。平成の後半段階に県から「地域の文化財は地域で守る」というフレーズが提唱されはじめ、史跡の調査や整備については県主導から地元自治体へ調査や整備の主体が移行されていくことになった。ただし、大宰府関連史跡の史跡地部分については県が担当、史跡地周辺は市が担当するという役割分担に関しては、急激な方向転換は出てきておらず、今後の課題である。

太宰府市の地には九歴があるということは、地元と県と協力体制で大宰府関連史跡に取り組んでいる姿が市民からも身近に捉えられており、存在感があった。九歴は、昭和47年（1972）に太宰府市石坂に設置されて、昭和48年（1973）に展示室がオープンし太宰府市には38年間存在した。長い間地元太宰府市に県の施設があり、大宰府の歴史について展示された博物館があったという意味合いではその意義はとても大きなものだったと言える。残念ながら、平成17年（2005）10月に、九歴横に九州国立博物館が開館して九歴の土地を駐車場として利用することが決定したため、平成22年（2010）11月に太宰府市から離れた福岡県小郡市へ移転した。

さて、太宰府市が史跡地で果たしてきた役割は、長らく史跡地の管理団体として史跡の公有化や管理が主な仕事であった⁶⁾。また史跡管理についての管理計画は県の策定から長く間が空いていた。

2. 日本の文化財保護行政の流れ

さて文化財保護の経緯を確認すると、文化財は元々地域の方や所有者の不断の努力のおかげで残ってきたものである。しかし、それを支えるべき法律がないと守りきれない状況が増えてきたこともあり、戦後、文化財保護法が昭和25年5月30日に制定、同年8月29日に施行された。以後、改正が行われていくが、近年に続く流れをピックアップしてみたい。平成4年（1992）に文化財

保護審議会の下に文化財保護企画特別委員会内の企画特別委員会が設置された。そこで協議されたのは、「時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実（1994）」であった。ここで文化財の保存と調和を図った上で、文化財を「まちづくり・むらおこし」を活用していく動き＝地域づくりに活用していくことが明文化された。これは文化財を指定することで、厳しく利用に制限を設けてしまうこと、いわば凍結保存をして守るのではなく、動態保存とも言うべき動きと言える。

続けて、「文化振興マスタープラン（1998）」や、「文化財の保存・活用の新たな展開方向－文化遺産を未来に活かすために－（2001）」という提案が提出され、文化財概念の更なる拡大が明示されてきた。平成16年（2004）の文化財保護法の改正では、柵田や里山といった「文化的景観」も文化財として位置づけられた。更に、平成19年（2007）に取りまとめられた「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」では、「関連文化財群」という考え方が盛り込まれるなど、文化財保護は更なる拡大を見せた。また、時系列では前後するが、文化財の保護について新たな動きが起こり文化庁単独ではなく、省庁間の連携により文化財保護を進めていく動きだった。平成8年（1996）8月1日に「文化庁・建設省連絡推進会議」が設置された後、文化庁と関係省庁との連携が加速した⁷⁾。同年10月8日に、文化庁と建設省で、「文化遺産を生かした街づくりに関する協議会」の発足があり、平成8年（1996）11月14日付けで、『文化財』を活かしたモデル地域づくりの推進について」景観法や（通称）歴史まちづくり法（正式名称：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、以下、歴まち法）も制定された⁸⁾。この歴まち法は、文化庁、建設省（現国土交通省）、農林水産省等の三省連携事業であるが、主たる事業者は建設省だったため、例えば太宰府市では都市計画課に担当部署が置かれることとなった。このように、関係部局との連携によって、文化財の保護の広がりも期待されるようになっている。

文化庁からも新たな動きがあり、それが「歴史文化基本構想」だった。これは文化審議会文化財分科会企画調査会が平成19年（2007）に提唱した、「社会の変化に応じた文化財の保護・活用に関する新たな方策」としての総合的文化財保護とそれを活かしたまちづくりの手段を示したものであり、自治体が主体的に自身の文化財についてどうしていくのかを考えるきっかけとなった。この基本構想では、地域の文化財を核として、地域全体を歴史・文化の観点からとらえ、各種施設を統合して歴史・文化を生かした地域づくりを行っていくための地方公共団体の計画をつくるものである。前述の歴まち法とあわせて文化庁に頼るだけではなく、地方自治体及び地域住民が主体的に文化財を保護していく流れを促進するものであった。太宰府市は平成22年11月22日に認定された。

3. 太宰府市の新しい取り組み

太宰府市の新しい取り組みとして、平成17年（2005）3月、市内所在の文化遺産を市民等とともに守り、育む「文化遺産からはじまるまちづくり」を掲げた『太宰府市文化財保存活用計画』の策定があげられる。同計画内では、市内所在の7つの史跡を「太宰府関連史跡」として一体的に保存活用していくことを目指して『太宰府関連史跡に関する保存活用方針』を定めた。これは全国的にも史跡の保存と活用に関して提案した先駆的な計画だと思われる。

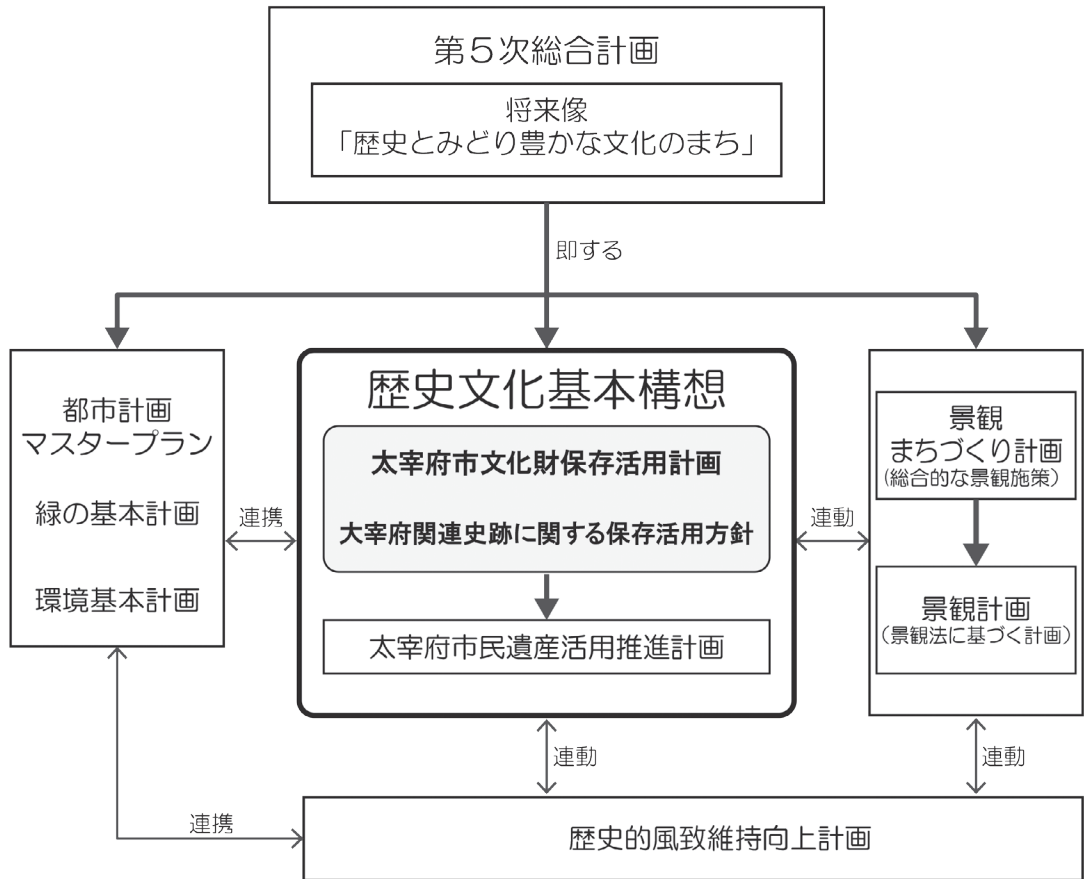


図2 関連計画の位置づけ（太宰府市 2016 より引用）

文化庁では、平成 19 年 10 月 30 日に出された「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」を踏まえ、各市町村において「歴史文化基本構想」を策定するうえで、必要な指針を作成するように指示した。平成 20 年度から平成 22 年度の 3 年間に渡り、「文化財総合的把握モデル事業」を実施したが、その際、指針の作成に向けて、複数の市町村に対し実際に「歴史文化基本構想」等の策定を委託し、その方向性や課題を明らかにすることになった。太宰府市では、文化庁から「文化財総合的把握モデル事業」（平成 20～22 年度）の補助事業を受けた。市民調査員（文化遺産調査ボランティア）を募集して、活動を開始（財）古都大宰府保存協会による）した。また市史資料室（現太宰府市公文書館）の協力を得ながら、市内に点在していた各家の文書群の調査・目録作成を行った。

太宰府市歴史文化基本構想の理念は、本市の特徴である数多くの歴史的文化遺産を生かしたまちづくりを実現するもので、いままでの文化財と違う概念である「文化遺産」を提示した。その実際的な新たな取り組みが「太宰府市民遺産」であった。これは行政主体ではなく、市民、事業者、行政が協働・連携を図るためのマネジメント計画を目指したものであった。太宰府市歴史文化基本構想では、文化遺産の保存と活用の方策として『太宰府市文化財保存活用計画』（平成 17 年策定）

と『太宰府市民遺産活用推進計画』（平成 23 年策定）の二本立てとなっている。これは地域社会全体で文化財を継承していくことを目指したものである。太宰府市民遺産の普遍的な価値を構成する文化遺産の把握を目的とした調査を、「市民みずからの運動」としたことも特徴である。その太宰府市民遺産に関わる市民活動の育成と支援を図ることが、太宰府市全体の歴史文化特性を維持形成していくと考えた。ちなみに太宰府市の総合計画は、第 5 次総合計画（平成 23 年 3 月策定）であるが、ここで、以下のような将来像が提示されている。

将来像—語り継ぎ守り育てる太宰府の姿—

「歴史とみどり豊かな文化のまち」 百年先を目指した長期的な将来像とする。

太宰府らしさを活かしたまちづくり

まると歴史博物館（まちぐるみ歴史公園）

市内に点在するすばらしい歴史・文化的遺産などの地域資源を活かし、文化の振興や生涯学習の推進、自然環境の保全や景観づくり、産業・観光の振興などさまざまな施策に太宰府らしさを織り込んだ、個性的で魅力あるまちづくりを「まると博物館（まちぐるみ歴史公園）」として、まちづくりを進めていくという考え方である。この将来像に、太宰府市歴史文化基本構想や歴まち法での事業が大きく寄与していることから、史跡や文化財がまちづくりの欠かせない要素となったことがわかる。

1) 大宰府関連史跡に関する保存活用方針の改訂

史跡の公有化や保存管理、活用を円滑に進めるため、また、歴史的風致維持向上計画と史跡の保存管理との整合性を図るために、市域の史跡に対する広域的な保存活用（管理）計画の策定を考えた。大宰府関連史跡全体の話になるので、現状の分析、総括をしたうえで、包括的な大枠の保存管理の方針を示すようなものを志向し、各史跡が持つ諸属性の詳細な調査や細かい地区区分、細かな現状変更基準の策定は、この段階では行わなかった。



図3 方針と保存活用計画の関係（太宰府市 2017 より引用）

平成 17 年 3 月に策定された『大宰府関連史跡に関する保存活用方針』を平成 28 (2016) 年に 10 年ぶりに改訂して、以後、個別史跡の保存活用計画を策定していく方向性を定めた。

基本理念は、「大宰府関連史跡が生み出す心地よい空間 ～史跡と共生する 8 つの史跡～」とし、広大な史跡地に人が住み続けながら史跡と共生していくために、これから取り組んでいくことになった⁹⁾。

4. 現在という転換期

平成 27 年 (2015) に 4 月、太宰府市は古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～として日本遺産の認定を受けた。日本遺産とは、地域それぞれの歴史を、史跡、古い建物、町並み、伝統行事などをまとめて魅力あるストーリー (物語) を作ったものを日本の文化・伝統を語るものとして国が認定したものである。市としての狙いは、市の観光の中心がどうしても市、北東部の太宰府天満宮や九州国立博物館に集中しているのを、日本遺産という新しい視点で市内各所に点在する史跡を中心とした 19 個の構成文化財を通して知ってもらい、市内各所に多くの人を呼び込む狙いがあった。特に、古代官衙大宰府の中心である特別史跡大宰府跡や、古代の城壁といえる水城跡、最古の山城といえる大野城跡等の史跡群はもっと評価されて然るべきである。大宰府跡の中核施設大宰府政庁跡は長年の整備の結果、日常的に市民が親しむ歴史公園的な位置づけとなっており、政庁跡からみる景色は古代大宰府の風景を感じさせてくれるという声も聞く。

さて、平成 30 年度に文化庁事業として歴史文化基本構想を活用した観光拠点づくり事業 (文化芸術振興費補助金) が補助メニューに挙げられたが、これに太宰府市は申請を行い採択された。3 年間の日本遺産の補助事業が終わったので、次のステージを模索するためである。

この事業は、基本構想で定めている関連文化財群や歴史文化保存活用区域内の文化財の活用を図る観光拠点づくりに資する総合的な取組の支援であり、地域経済の活性化、文化財の価値を国内外に発信、文化財を未来に繋いでいく取り組み、市民遺産の育成活動、文化財サポーター、史跡の保存活用計画の作成、史跡の整備基本構想の作成等が盛り込まれている。

また平成 29 年度の段階で、大宰府跡 (政庁跡) の再整備の話があがった。これは特別史跡大宰府跡客館跡の整備が持ち上がってきた際に、客館跡の整備のためには大宰府跡を含めた包括的な整備計画が必要となったことと、大宰府跡に関して県が行った史跡整備から 40 年を超えており、再整備の機運が高まるなか、特別史跡大宰府跡の整備基本計画が求められているためである。

さて、文化財保護法は平成 30 年 6 月 8 日に改正され、平成 31 年 4 月 1 日に施行されることが現時点で決定されている。平成 30 年という年は、文化財の保存を第一にすすめてきた文化財保護法の大きな転換が迫られているのだが、ここの至る直前の流れも確認しておきたい。まず、平成 29 年 5 月 19 日に文部科学大臣から文化審議会へ「これからの文化財の保存と活用の在り方について」について諮問があった。早速、8 月 31 日に「中間まとめ」がとりまとめられ、その後第一次答申があり、パブリックコメントも募集された。この中間まとめの内容は以下の通り。

・個別の保護措置から地域の文化財の総合的な保存活用へ

- ・地域における文化財の総合的な保存活用に係る基本計画の策定
- ・歴史文化を活かしたまちづくりの推進施策
- ・日本遺産、「歴史的風致以上向上計画」、「歴史文化基本構想」
- ・地方公共団体における文化財行政の所管について

「文化財保護の所管について、地域の選択で首長部局も文化財保護が担当できるような裁量権の向上」というものであった。

- ・個々の文化財の保存と活用の方針・ルールの特化等である。

この答申では、今までの文化財の保存、そして地域の核としてだけでなく文化財を積極的に「資源」、特に観光資源として意識がなされている。

観光庁『「明日の日本を支える観光ビジョン」—世界が訪れたいくなる日本へ—』平成 28 年 3 月 30 日策定では下記の通り。

■我が国の豊富で多様な観光資源を、誇りを持って磨き上げ、その価値を日本人にも外国人にもわかりやすく伝えていくことが必要。

□「文化財」を、「保存優先」から観光客目線での「理解促進」、そして「活用」へ

- ・2020 年までに、文化財を核とする観光拠点を全国で 200 整備、わかりやすい多言語解説など、1,000 事業を展開し、集中的に支援強化。

文化庁『文化財活用・理解促進戦略プログラム 2020 の策定について』平成 28 年 4 月では、平成 28 年 3 月にとりまとめられた「明日の日本を支える観光ビジョン」を踏まえ、文化財を貴重な地域・観光資源として活用するために、2020 年までに取り組むアクションプランを策定する。

このような流れをみると観光庁が文化庁をリードしているように見受けられる。実態としては、それ以前に、「文化芸術の振興に関する基本的な方針—文化芸術資源で未来をつくる—（第 4 次基本方針）」（文化庁）平成 27 年 5 月 22 日閣議決定したものでも触れられている。

重点戦略 3: 文化芸術の次世代への確実な継承、地域振興等への活用

国民的財産である文化財の総合的な保存・活用を図るとともに、文化芸術を次世代へ確実に継承する。また、文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用を図る。

【重点的に取り組むべき施策】文化財の種類や特性に応じて、計画的に修復、防災・防犯対策その他の保存に必要な措置を講じ文化財の適切な状態での保存・継承を図る。文化財の特性や適切な保存に配慮しつつ、多様な手法を用いて積極的な公開・活用を行い、広く国民が文化財に親しむ機会を充実する。また、文化財建造物、史跡、博物館や伝統芸能等の各地に所在する有形・無形の文化芸術資源を、その価値の適切な継承にも配慮しつつ、地域振興、観光・産業振興等に活用するための取組を進める。

- ・「日本遺産 (Japan Heritage)」認定の仕組みを新たに創設し、歴史的魅力に溢れた文化財群を地域主体で圏内外に戦略的に発信するなど、地域の複数の文化財を総合的かつ一体として活用する取組を支援する。
- ・歴史文化基本構想による周辺環境を含めた地域の文化財の総合的な保存・活用の推進や、文化財登録制度等の活用により、文化財保護の裾野の拡大を図る。
- ・地方公共団体等と連携して、我が国の文化遺産のユネスコ世界文化遺産やユネスコ無形文化遺産への推薦・登録を積極的に推進していくとともに、登録後の文化遺産の適切な保存・活用・継承等に取り組む。
- ・水中文化遺産の保存・活用の在り方についての調査研究を進めるとともに、地方公共団体の取組を促す。

と、文化芸術の振興に関する基本的な方針のなかで文化庁みずからが文化財の活用の促進と観光資源化への舵を切っていたのである。

それにより、予算担当官庁である財務省でも下記のようにまとめられた。

「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議 平成 28 年 5 月 18 日 財政制度等審議会
財務省
文化財

文化財に関する施策は、これまで主にその保存・修理の適切な実施という観点で行われてきたが、今後は、「観光立国推進基本法」などを踏まえ、文化財を観光資源等として活用する仕組みを積極的に取り入れることが必要である。これは、文化財所有者の収入増に直接結び付くことであり、所有者自身の取組を積極的に促すという視点が重要である。〔資料Ⅱ－2－8 参照〕

そのため、例えば、市町村が地域に存在する文化財を総合的に保存・活用するために策定する「歴史文化基本構想」に基づく事業を優先的に採択するといった仕組みを構築する。それにより、地域の文化財を面的・一体的に総合活用し、その効果が最大限に発揮されることが期待される。

また、外国人を含む観光客に対し、文化財の魅力・歴史的背景等を十分に伝えることが不可欠であり、例えば、所有者自身の負担で案内板やパンフレット等を ICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）の活用等も視野に入れつつ整備する場合には、当該文化財の保存・修理事業を優先して採択するといった仕組みを構築する。〔資料Ⅱ－2－9 参照〕なお、文化財の保存・修理事業の執行に当たっては、事業の質（事業実施者、実施方法等）を適切に担保することが不可欠である。

最終的には財務省が上記のように観光立国に向けた取り組みのなかで、文化財を観光資源等として活用する仕組みを積極的に推進することとしている。

このように国が主導して観光立国に向けての取り組みのなかで、今まで政府内ではあまり注目されてこなかった文化財を新たな観光資源として積極的に活用しようとする大きな流れが見て取れる。今、政府では外国人観光客を 2020 年に 4,000 万人呼ぶ込み、観光で 8 兆円を稼ぐことを目標にしている。そのためには既存の観光地だけでなく、新たな観光地、観光の目玉を作り出すしかない。そのために文化財に白羽の矢を立てたのではないか。しかしながら、文化財はまずその保存を第一に考え、そのうえで公開し、活用を行っていくことが必要である。この基本的なことが、安易に史跡を観光資源化にしてしまうと出来なくなる可能性が高く、すでに同様の危惧の声は多く出ており、もっともな不安であろうと思う（谷口 2018）。しかし、国全体で文化財の観光資源化への大きな流れができて今、流れに逆らって文化財が孤立していくのではなくしっかり足場を固めたうえで、この流れに乗っていくのも 1 つの考え方であろう。鈴木一有氏が触れているように根本の文化財保護法が大きく変更したわけではない。むしろ、鈴木氏が言われるように（鈴木 2018）、まずは走りながら考え、対応をしていかないと出来ないこともあるのではないかと思う。太宰府市の文化財行政の転換期が平成 17 年にあったことは別項で触れた（高橋 2018）が、市としてその後、国の文化財行政と適度な距離を保ちながらも追随し、市にとって得るモノを得てきたと考えている。その経験からすると、今後も同じようにチャレンジをしながら史跡の保存と活用の道を模索し実行していくことが結果として、文化財にとって良い道へ進むのではないだろうか。

おわりに

史跡を含む文化財は、第一義にその地域に住んでいる人、周辺住民、市民にとって、大事なモノ＝宝であるべきと考えている。過去から現在まで守られてきた宝は、未来へ贈り物としてきちんと継承されなければならない。ではその宝は、例えば蔵の中に入れて誰にも見られない状態にしておいてよいのだろうか。そうではないだろう。必要な措置をとりながら守っていき、広く活用していかねばいけない。では、史跡の活用とは何か。それは史跡と市民を結びつけていくことではないか。そのためには初心に戻って地域の中から史跡を守る動きを醸成し、市民が誇りをもっていく郷土を育むことが必要だと思われる。史跡にとって何が大事なのか、市民にとって何が必要で、何を還元できるのかを今後より一層考えて実現していきたい。

(付記)

考古学研究室創立 40 周年おめでとうございます。私が在学したのは平成 3～6 年（1991～1994）、伊達宗泰先生が史学科教授の頃でした。1 回生のとき構内 5 次調査で生まれて初めて発掘調査を体験し、3 回生の頃には妙心寺旧塔頭実相院の発掘調査を担当し、4 回生のときにその報告書を刊行したのはとても大切な思い出です。卒業してすでに 24 年が経過し土器型式なら 1 つ型式が変遷するほどの時間が経ちました。今の自分があるのは在学中の伊達先生のご指導と、考古学研究室の先輩方、同期、後輩の皆様のおかげだと感謝しています。

また、現在、研究室を牽引されている高橋克壽先生並びに在学生の皆様と考古学研究室の発展を祈念しております。

最後に今回の拙い文章ではありますが、2017 年に放送大学 福岡学習センターで行われた、平成 29 年度（2017）第 2 学期面接事業 科目名：大宰府史跡の保存と活用での、「第 4 回大宰府関連史跡の保存と活用ー現在から未来へー」という講義を行ったのが契機となりました。誘って頂いた九歴の皆様、ありがとうございました。

本稿を草するにあたり次の諸氏、および諸機関から協力、ならびに、有益なご指導ご助言を頂きました。記して感謝します（順不同）。

城戸康利、中島恒次郎、山村信榮、井上信正、宮崎亮一、井上理香、佐藤正知、杉原敏之、入佐友一郎、坂井秀弥、関森 想、太宰府市教育委員会、太宰府市公文書館、（公財）古都大宰府保存協会、九州歴史資料館、福岡県教育庁文化財保護課

註

1. 太宰府町は、明治 25 年（1892）9 月 13 日に町制を施工し、御笠郡太宰府町が誕生した。その後、昭和 30 年（1955）3 月 1 日に筑紫郡水城村と合併し、筑紫郡太宰府町になった。更に、昭和 57 年（1982）4 月 1 日の市政施工によって太宰府市となり、現在に至る。
2. 文化遺産とは、市民や地域または行政が、将来の世代に伝えていききたモノ・コトである。
3. 用語の規定は決まっているというわけではないが、福岡県や九州歴史資料館等では特別史跡大宰府跡を中心とした史跡群を大宰府史跡と呼称し、離れた周辺の関連史跡は大宰府関連史跡という名称を使っている。太宰府市の場合は、古代官衙大宰府に関連する市内の史跡すべてを大宰府関連史跡として纏め

- て取り扱っている。
4. 井上理香 2004、504～527 頁。
 5. 他の理由としては、推定金光寺跡での史跡整備でのトラブルの影響も考えられる。小田富士雄 2018『聞き書きシリーズ夢掘りびと』21、西日本新聞連載記事を参照にすると、推定金光寺跡の整備で、調査した発掘技師と整備を担当した整備担当者（造園技師）との間で意思疎通が足りてなかったのではないかという指摘がある。結果、推定金光寺跡整備では、整備内容の問題点が平成元年（1989）の大宰府史跡調査研究指導委員会で指摘されたという。その後、平成7年（1994）に大宰府史跡整備指導委員会が発足し、史跡整備について建築や土木技術の専門家を交えて議論がなされるようになった。これは史跡の整備の上で大きな前進と評価できる。
 6. 史跡地の管理については、(公財) 古都大宰府保存協会へ指定管理制度により、管理や独自の広報・普及活動をお願いしている。
 7. 文化庁と建設省では事業にかかる予算も端的に言って予算規模が違いすぎる。建設省等からの予算が広義の文化財保護に当てられるのであれば、現場レベルでは予算が大きく増加する等として助かる話ではあった。
 8. 歴史まちづくり法は、「我が国のまちには、城や神社、仏閣など歴史上価値の高い建造物が、またその周辺には町家や武家屋敷などの歴史的な建造物が残されている」ことや、ここでは「工芸品の製造・販売や祭礼行事など歴史と伝統を反映した人々の生活が営まれ、それぞれ地域固有の風情、情緒、たたくまいを醸し出している」という現状認識に基づいて、このような良好な環境（歴史的風致）を維持・向上させて後世に継承するために制定された。
 9. 平成17年3月に太宰府市により『太宰府市文化財保存活用計画』が策定された。このなかの『大宰府関連史跡に関する保存活用方針』を平成28年（2016）3月に改定した。詳しくは高橋2018を参照のこと。

引用・参考文献

- 井上理香 2004 「第三節 「開発」と「保存」—戦後太宰府における史跡保存問題」『「古都大宰府」の展開』太宰府市
- 奥村宏・村井良介・木村修二編 2018 『地域づくりの基礎知識』1 地域歴史遺産と現代社会、神戸大学出版会
- 小田富士雄 2018 『聞き書きシリーズ 夢掘りびと』西日本新聞社
- 城戸康利 2005 「大宰府史跡の保存と活用」『都府楼』第36号、(財) 古都大宰府保存協会
- (財) 古都大宰府保存協会 1994 『財団法人古都大宰府を守る会設立二十周年記念 古都大宰府—保存への道—』(財) 古都大宰府保存協会
- 坂井秀弥 2017 「埋蔵文化財保護とそれを支える研究」『文化遺産の世界』「文化遺産の世界」編集部
- 杉本 宏 2018 「今回の文化財保護法の改正と課題」『考古学研究』第65巻2号、通巻258、考古学研究会
- 鈴木一有 2018 「文化財保護法改正にかかわる市町村の取り組み」『文化遺産の世界』Vol.33、「文化遺産の世界」編集部
- 太宰府市 2016 『大宰府関連史跡に関する保存活用方針』

高橋 学

太宰府市 2017 『特別史跡大宰府跡保存活用計画』

高橋 学 2018 「大宰府関連史跡の保存活用計画と今後について」『都府楼』第 50 号，古都大宰府保存協会

谷口 榮 2018 「博物館・資料館とボランティア地域の歴史的・文化的資源と博物館・資料館を繋ぐー」
『歴史評論』No.822，2018 年 10 月号，歴史科学協議会

中島恒次郎 2018 「太宰府における歴史的景観資源の活用」『考古学ジャーナル』10 月臨時増刊号 特集
埋蔵文化財の活用と観光考古学 No.718，ニューサイエンス社

平野邦雄 2004 『史跡保存の軌跡 その苦闘の記録』吉川弘文館，51～94 頁

福岡県文化財保護課編 2018 『平成 30 年度福岡県文化財担当職員研修会資料』福岡県

文化庁 2018 「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策
定等に関する指針（案）『平成 30 年 10 月 18 日文化審議会文化財分科会企画調査会（第 2 回）大綱・
地域計画の策定等に係わる指針に関する作業部会（第 4 回）合同会議資料 1』

文化庁文化財部記念物課 2015 『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』